

会計業務におけるA I活用について



先日、会計ソフトメーカー主催のA I活用事例の報告会兼機材の展示会に参加させてもらいました。

現在、会計事務所などにおける三大入力業務といわれる**①毎月の月次の会計入力**、**②年末調整の貸金台帳、支払保険料などの入力**、**③確定申告における医療費及び寄付金の入力**をA Iが自動でデータ作成まで行ってくれるような状況になっております。

特に関心が高かった項目について

特に個人的に関心が高かったのが、①毎月の月次の会計入力として、

- ① 通帳記帳面のカメラ、スマホによる読み取り
- ② 領収証やレシート（手書き以外のもの）のスキャナーによる読み取り
- ③ カードによる支払明細の読み取り

がほんの4～5分位で完了となり、300～400程度の仕訳が自動で生成されるといったものでした。あとは、画面の左側に原始帳票、画面の右側に会計データが表示されるので、そのチェックが会計担当者の主な仕事となります。

もちろん、A Iによる会計入力なので、初期段階では学習が必要ですが、その段階における「科目未決」項目さえ、一度記憶させてしまえば、次月からは自動でデータの生成が出来てしまいます。

今後の制度改正への対応について

今後、改正が予定されている内容としてインボイス制度、電子帳簿保存法があり、会計業務においては、かなり負荷が大きいが想定されます。

インボイス制度では、特に仕入税額の控除が必要な事業者の場合、A Iにより登録番号を基に国税庁のホームページに登録されている「登録事業者」か否かのチェックを自動で行ってくれることとなります。

また、消費税の課税区分の照合を行い、取引の相手が課税事業者なら全額の控除、免税事業者なら80%の控除を自動で行ってくれることとなります。

また、紙面で請求書が送られてこない電話代や電気代があれば、無関心では済ませられない電子帳簿保存法も、照合データの自動保存が可能なようで、追加の手間も要しないこととなります。

今後の人手不足や採用難への対応について

経営者にとって、経理業務に不慣れな人材の採用とその教育に要するコストと100万円超で導入が可能となったA I会計システムのどちらに資金を割り振るかの選択を迫られることになると思います。

自動車の自動運転や空飛ぶ車もちろん興味深いですが、今後、ますます発展が予想されるチャットGPTや生成A Iなどの行方と合わせて、会計業務におけるA I活用も大いに関心が寄せられていくことになるのではないかと思います。